

○地域警察活動指導員運用要綱の制定について

(平成11年2月19日甲通達地第5号)

この度、地域警察官個々の実務能力、執行力等の向上を図るため、別添のとおり「地域警察活動指導員運用要綱」を制定し、平成11年4月1日から実施することとしたので、その効果的な運用に努められたい。

別添

地域警察活動指導員運用要綱

第1 目的

この要綱は、実務経験が豊富で優れた知識、技能等を有する地域警察官を指導員に指定し、地域警察官に対する実戦的指導教養と地域警察活動の現場における同行指導を行い、地域警察官の実務能力、執行力等の向上を図ることを目的とする。

第2 指導員の種類

1 技能指導員

職務質問技能指導員、巡回連絡技能指導員及び通信指令技能指導員

2 準技能指導員

職務質問準技能指導員、巡回連絡準技能指導員及び通信指令準技能指導員

第3 指導員の資格

1 職務質問技能指導員

職務質問技能指導員の資格は、警部補又は巡査部長の階級にある者で、次の(1)及び(2)に掲げる要件のいずれも満たすものであること。

- (1) 犯罪検挙関係の実績が特に優秀で、その表彰歴が他の勤務員と比較して顕著である者
- (2) 警察庁若しくは管区警察局主催の職務質問に関する専科、研究会、他府県派遣研修等を終了した者又は県本部主催の警察学校専科「職務質問専科」を終了した者

2 巡回連絡技能指導員

巡回連絡技能指導員の資格は、警部補又は巡査部長の階級にある者で、次の(1)及び(2)に掲げる要件のいずれも満たすものであること。

- (1) 巡回連絡関係の実績が特に優秀で、巡回連絡の技能を有し、指導教養能力に優れている者
- (2) 巡回連絡表彰制度により本部長表彰又は地域部長表彰を受賞した者

3 通信指令技能指導員

通信指令技能指導員の資格は、警部補又は巡査部長の階級にある者で、次の

(1)、(2)及び(3)に掲げる要件のいずれも満たすものであること。

- (1) 無線指令及び110番受理の技術が特に優秀で、通信指令全般に関する指導力に優れている者

(2) 通信指令に使用する各種機器の操作に優れている者

(3) 県本部通信指令室の勤務経験が豊富な者

4 職務質問準技能指導員

職務質問準技能指導員の資格は、警部補又は巡査部長の階級にある者で、職務質問技能指導員に準じて犯罪検挙関係の実績等を有するものであること。

5 巡回連絡準技能指導員

巡回連絡準技能指導員の資格は、警部補又は巡査部長の階級にある者で、巡回連絡技能指導員に準じて巡回連絡関係の実績等を有するものであること。

6 通信指令準技能指導員

通信指令準技能指導員の資格は、警部補又は巡査部長の階級にある者で、通信指令技能指導員に準じて通信指令関係の実績等を有するものであること。

第4 指導員の任務

1 技能指導員

自所属の地域警察官及び第8の規定により派遣要請をした所属の地域警察官等に対し、次の方法により職務質問技能、巡回連絡技能又は通信指令技能に関する実践的な指導教養を行う。

(1) 準技能指導員及び地域警察官に対する実践的指導教養、同行指導等

(2) 学校教養、研修会等における実践的指導教養

2 準技能指導員

自所属の地域警察官に対し、次の方法により職務質問技能、巡回連絡技能又は通信指令技能に関する実践的な指導教養を行う。

(1) 同行指導

(2) 署集合教養、研修会等における実践的指導教養

第5 推薦及び指定

1 技能指導員

(1) 署長及び地域部内の所属長（以下「署長等」という。）は、第3に定める資格を有する者を技能指導員推薦書（様式第1号）により職務質問技能指導員及び巡回連絡技能指導員にあつては県本部地域課長を、通信指令技能指導員にあつては県本部通信指令課長を経由して地域部長に推薦するものとする。

(2) 地域部長は、署長等が推薦した者の中から適任者を技能指導員に指定するものとし、当該技能指導員に対して技能指導員指定書（様式第2号）を交付するとともに、署長等に指定した旨を通知するものとする。

(3) 地域部長は、指定した技能指導員に対して技能指導員標章を交付するものとする。

2 準技能指導員

- (1) 署長等は、第3に定める資格を有する者を準技能指導員推薦書（様式第3号）により、職務質問準技能指導員及び巡回連絡準技能指導員にあつては県本部地域課長に、通信指令準技能指導員にあつては県本部通信指令課長に推薦するものとする。
- (2) 県本部地域課長及び県本部通信指令課長（以下「各業務主管課長」という。）は、署長等が推薦した者の中から適任者を選出し、地域部長の承認を得た上で、準技能指導員に指定し、当該準技能指導員に対して準技能指導員指定書（様式第4号）を交付するとともに、署長等に指定した旨を通知するものとする。
- (3) 各業務主管課長は、指定された準技能指導員に対して準技能指導員標章を交付するものとする。

第6 任期

指導員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第7 研修会の開催

各業務主管課長は、指導員のレベルアップを図るため、毎年1回研修会を開催するものとする。

第8 技能指導員の派遣要請等

- 1 所属長は、他所属の技能指導員の派遣を必要とする場合は、技能指導員派遣要請書（様式第5号）により各業務主管課長を経由して地域部長に派遣を要請するものとする。
- 2 地域部長は、前項の規定により派遣要請があつた場合には、関係所属長と協議の上、派遣する技能指導員を決定するものとする。

第9 報告

省略

第10 事務担当課

この要綱に関する事務は、県本部地域課において行うものとする。